

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年3月4日付けで行った保有個人情報部分開示決定は、別表の開示すべき箇所に掲げる部分を開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求及び審査の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、令和3年2月16日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「令和〇年〇月〇〇日に春日部保健所と埼玉県で条例で診療・診断を行った医師の診断書及び記録及び春日部保健所と埼玉県の記録及びそれに付随する一斉の書面等」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報として、「精神保健福祉法第23条通報による診察実施について（〇／〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）、「措置診察結果（措置不要：〇／〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）（以下これらを総称して「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、条例第21条第1項の規定に基づき、令和3年3月4日付けで、保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、令和3年4月3日付けで、実施機関に対し、本件処分を取消し、全部を開示することを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和3年6月21日、実施機関から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和3年8月31日、実施機関の職員から意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、本件審査請求について、令和3年9月28日、審査請求人から資料を受領した。

エ 当審査会は、本件審査請求について、令和3年10月6日、実施機関から意

見書を受領した。

オ 当審査会は、本件審査請求について、令和3年10月29日、審査請求人から意見書を受領した。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している不開示の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 弁明書

ア 「指定医氏名」、「精神保健指定医氏名」、「運転手名」は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとして、条例第17条第3号に該当するため、不開示とした判断は妥当である。

イ 「事業者名」は、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第17条第4号イに該当するため、不開示とした判断は妥当である。

ウ 「調査時の状況」、「症状の概要」、「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」は、関係機関からの報告、調査内容等に関する情報であり、開示することにより精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第17条第7号柱書きに該当する。なお、精神保健診察は、一般的に患者が依頼して医師が記載するもの（医師法（昭和23年法律第201号）第19条）とは性質を異にし、知事の命による鑑定の結果を記載するものである。記載内容は、より客観的かつ詳細な記載が求められるものであり、開示することを前提とした場合、法の規定に基づく精神保健診察事務の適正な執行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした判断は妥当である。

(2) 意見書

措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票における「事業者名」と「運転手名」を不開示とする理由を追加する。

複数の事業者に当該情報を開示することについて意見を求めたところ、開示した場合、本人からの問合せの対応により通常の業務に支障をきたすとのことであった。

県が委託契約を行っている事業者は数が多いとは言えず、一方で県全体の精神障害者通報は増加傾向にある。事業者からの協力が得られなくなった場合や、契

約の打切り等といった事態となった場合、措置入院業務に与える影響が大きいだけでなく、実務にも大きな支障が生じることとなる。

以上を踏まえ、「事業者名」と「運転手名」を開示することは措置入院業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第17条第7号柱書きの不開示情報にも該当する。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）により、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」（法第23条）と定められている。

この通報を受けた都道府県知事は、「調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。」（法第27条第1項）とされ、「診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる。」（法第29条第1項。以下同条による入院を「措置入院」という。）とされている。

措置入院をさせるには、「その指定する二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。」（法第29条第2項）と定められている。

本件対象保有個人情報は、措置入院に係る業務の過程において作成された文書である。

本件対象保有個人情報1は、「送付票」、「起案理由」、「精神保健診察命令書」、「診察通知書」、「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」、「精神障害者通報」から構成されている。

本件対象保有個人情報2は、「送付票」、「起案理由」、「診察結果通知書」、「措置入院に関する診断書」から構成されている。

実施機関は、本件対象保有個人情報の一部について、条例第17条第3号、第4号イ及び第7号柱書きに該当するとして、本件処分を行った。

また、実施機関は、不開示部分のうち事業者名及び運転手名について、条例第7号柱書きによる不開示理由を追加するとする意見書を提出した。

これに対し、審査請求人は本件対象保有個人情報の全部を開示することを求めているので、当審査会では、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 条例第17条第3号、第4号及び第7号について

ア 条例第17条第3号について

条例第17条第3号は「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は、不開示情報から除くものとしている。

イ 条例第17条第4号について

条例第17条第4号は「法人その他の団体（中略）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって」、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（同号イ）又は「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」（同号ロ）を不開示情報として規定し、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報に該当する場合は、不開示情報から除くものとしている。

ウ 条例第17条第7号について

条例第17条第7号は「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、イ、ロ、ハ、ニ及びホを例示している。

(3) 不開示部分の不開示情報該当性について

ア 対象文書1について

(ア) 精神保健指定医氏名（「指定医氏名」を含む。以下同じ。）について

まず、精神保健指定医氏名が開示請求者以外の特定の個人を識別するこ

とができる情報に該当することは明らかである。

次に、精神保健指定医氏名が条例第17条第3号ただし書に該当するかについて検討する。

精神保健指定医は、法第18条第1項に基づき、厚生労働大臣が指定するが、指定された精神保健指定医の氏名は公表されていない。また、診察を行った精神保健指定医の氏名を被診察者が知ることができる法令上の規定又は慣行があるとの特段の事情も認められない。よって、精神保健指定医氏名は同号ただし書に該当しない。

精神保健指定医氏名は、不開示とすることにより、現実には又は将来において、人の生命、健康、生活又は財産が侵害される蓋然性が高いとする特段の事情を認めることはできず、同号ただし書に該当しない。

精神保健指定医氏名は、公務員等の職及び職務の遂行に係る情報ではなく、同号ただし書に該当しない。

以上のことから、精神保健指定医氏名は、条例第17条第3号の不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 調査時の状況について

審査会において見分したところ、実施機関が不開示とした部分には、法第23条に基づく通報について警察官から実施機関が聴取した被通報者の言動、通報を行う必要があると判断した経緯及び理由が記載されていた。

実施機関は、当該情報が条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当すると主張するため、以下検討する。

条例第17条第7号は、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解され、この「おそれ」の程度は、ただ単に可能性があれば足りるというものではなく、法的に見過ごしにできないほどの蓋然性が要求されるものと解される。

警察官から聴取した内容は、警察官の主観的な判断や評価を含むものであるが、事柄の性質上、被通報者の認識や意向に沿わないものであることが想定される。すると、一般的に、警察官が通報を行った根拠等について、その真偽や詳細を確かめるため、被通報者が様々な行動に出ることも予想され、それらの行動が平穏な態様でなされないことも十分考えられる。

以上のような状況において、当該情報が開示されると、警察官が被通報者の反応を考慮して、主観的な表現を含む率直かつ具体的な情報の提供を避けるおそれがある。

「措置入院の運用に関するガイドライン（平成30年3月厚生労働省）」によれば、都道府県等の職員は警察官からの通報を受理した場合、警察官が被通報者を発見した状況やその他の事情を確認することとされている。

措置入院に係る手続が緊急性の高いものであることに鑑みると、実施機関は、短時間のうちにこれら必要な情報を収集する必要があると認められる。通報時に警察官から提供される情報から詳細な状況が把握できないこととなれば、実施機関の迅速な情報収集が困難となり、措置入院業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

一方で、当該不開示部分には、警察官の判断や評価に係る内容ではあるものの、単に事実を示すに過ぎない情報及び被通報者である審査請求人が当然に知り得る情報が含まれている。このような部分は、開示しても、措置入院業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

以上のことから、調査時の状況のうち不開示とされた部分は、別表の開示すべき箇所①に掲げるものを除き、条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

(ウ) 事業者名について

当該情報は、被診察者を病院へ移送した際に利用したタクシー事業者名である。

実施機関は、当該情報が、本件処分において条例第17条第4号イの不開示情報に該当するとし、意見書において不開示理由を追加し、条例第17条第7号柱書きの不開示情報にも該当すると主張するため、以下検討する。

タクシー業務適正化特別措置法第13条は、「タクシー事業者は、登録運転者（中略）で第7条第1項第1号又は第2号に該当しないものをタクシーに運転者として乗務させるときは、当該登録運転者に係る登録タクシー運転者証（中略）を、国土交通省令で定めるところにより、当該タクシーに表示しなければならない。」と定めている。さらに、タクシー業務適正化特別措置法施行規則第11条第1項で定める登録タクシー運転者証の様式では、運転者の氏名及びタクシー事業者名を記載することとされている。

実施機関は、事業者名を開示することで、被診察者がタクシー事業者へ問合せを行うことにより、タクシー事業者の他の業務に支障が生じる等、当該法人の権利利益、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。

さらに、事業者名を開示することにより、上記のような被診察者の反応を考慮したタクシー事業者から措置入院業務への協力が得られなくなるお

それがあり、実務にも大きな支障が生じると主張する。

しかし、上記のとおり、事業者名はタクシーに表示されており、審査請求人が知り得る情報であることから、開示したとしても、当該法人の権利利益、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第17条4号イの不開示情報には該当しない。

また、審査請求人が知り得る情報について開示することにより、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第17条第7号柱書きの不開示情報には該当しない。

以上から、別表の開示すべき箇所②に掲げるとおり、事業者名は開示すべきである。

(エ) 運転手名について

実施機関は、当該情報が、本件処分において条例第17条第3号の不開示情報に該当するとし、意見書において不開示理由を追加し、条例第17条第7号柱書きの不開示情報にも該当すると主張する。

しかし、ア(ウ)で述べたとおり、タクシー事業者は、タクシーに登録したタクシー運転者証を表示する必要があるが、登録したタクシー運転者証には、運転手の氏名が記載されている。

よって、運転手名は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するが、審査請求人が知り得る情報であり、条例第17条第3号ただし書イに該当すると認められる。

上記で述べたとおり、審査請求人が運転手名を知り得る状況においては、運転手名が開示されたとしても、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、運転手名は、条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当するとは認められない。

以上のことから、別表の開示すべき箇所③に掲げるとおり、運転手名は開示すべきである。

(オ) 症状の概要について

当該情報は、法第23条に基づき、越谷警察署長名で知事へ提出された精神障害者通報に記載されたものである。

審査会において見分したところ、実施機関が不開示とした部分には、被通報者の言動、警察官が法第23条に基づく通報を行った経緯及び理由が記載されていた。

当該不開示部分には、警察官が関係者から聴取した情報が含まれており、これが開示されると、関係者が被通報者から追及されることをおそれて、

率直な意見を述べなくなることや警察官に情報を提供することを躊躇するようになることにより、警察官の情報収集に支障を及ぼすおそれがあり、延いては、実施機関の情報収集にも支障が生じ、措置入院業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

また、当該不開示部分には、警察官の主観的判断や評価が記載されている部分が含まれている。ア（イ）で述べたとおり、これらの情報が開示されると、警察官が被通報者の反応を考慮して、主観的な表現を含む率直かつ具体的な情報の提供を避けることにより、実施機関の情報収集が困難となり、措置入院業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

よって、当該不開示部分は、条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

しかし、当該不開示部分には、警察官が関係者から聴取した内容及び警察官の主観的な判断や評価以外が記載された情報も含まれており、これを開示したとしても、措置入院業務の適正な遂行に支障が生じるとは認められない。

よって、別表の開示すべき箇所④に掲げるものは、開示すべきである。

イ 対象文書2について

(ア) 精神保健指定医氏名について

ア（ア）で述べたとおり、精神保健指定医氏名は、条例第17条第3号の不開示情報に該当するものと認められる。

(イ) 病名について

当該情報は、精神保健指定医が措置入院の必要性について判断するため、医学的知見に基づき記載している。そのため、被診察者の認識と異なることや、意に沿わない情報であることが想定される。

これらの情報を開示した場合、一般的に、診断に至る経緯や診断の根拠等について、その真偽や詳細等を確かめるため、精神保健指定医やその他手続に関与した者に対し、被診察者が様々な行動に出ることも予想され、それらの行動が平穏な態様でなされないことも十分考えられる。

このような状況において、当該情報が開示されれば、措置入院に係る診察以外の業務等へ影響することを懸念して、精神保健指定医が今後の措置入院業務への協力を躊躇することが想定される。

本県においては、他都道府県と比較して、県内の病院・診療所に勤務する人口当たりの精神保健指定医の数が少ない一方で、法第27条の規定による診察の件数は増加傾向にある。

このような現状を考慮すると、病名は、開示することで、措置入院業務

への精神保健指定医の協力が得られにくくなる情報であり、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

ただし、当該情報のうち別表の開示すべき箇所⑤、⑧に掲げるものは、様式に示された項目名であるので、開示したとしても、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

(ウ) 生活歴及び現病歴、重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、診察時の特記事項について

当該情報は、精神保健指定医が措置入院の必要性について判断するため、医学的知見に基づき記載している。そのため、被診察者の認識と異なることや、意に沿わないものであることが想定される。

イ(イ)と同様の理由により、当該情報は、開示することにより、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

ただし、当該情報のうち別表の開示すべき箇所⑦、⑩に掲げるものは、様式に示された名称であるので、開示したとしても、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

また、当該情報のうち別表の開示すべき箇所⑥、⑨に掲げるものについては、記載内容を見ると、被診察者である審査請求人が当然に知り得る情報及び単なる事実が記載されているに過ぎない情報であり、開示したとしても、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、開示が妥当である。

(4) その他

審査請求人は、知る権利があると主張する。しかしながら、知る権利には、これを具体化する法令が存する場合に、その法令の限度で具体的な権利としての性質を持つものであると解されるところ、本件においては、条例の定めるところにより不開示の是非を判断するほかないため、当審査会としては「1 審査会の結論」のとおり判断せざるを得ない。

また、審査請求人は、診察に至った経緯や開示された文書の利用目的を示し、開示すべきと主張するが、上記で述べたとおり、審査会は条例の定めるところにより不開示の是非を判断するほかない。

審査請求人及び実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

桑原 勇進、寺田 麻佑、山本 宜成

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和3年 6月17日	諮問（諮問第168号）を受け、弁明書、反論書の写しを受理
令和3年 7月21日	審議
令和3年 8月31日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和3年 9月24日	審議
令和3年 9月28日	審査請求人から資料を受理
令和3年10月 6日	実施機関から意見書を受理
令和3年10月25日	審議
令和3年10月29日	審査請求人から意見書を受理
令和3年11月22日	審議
令和3年12月23日	審議
令和4年 1月18日	答申

別表

	開示しない情報		開示すべき箇所	
本件対象 保有個人 情報 1	措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票	調査時の状況	1行目から4行目まで、5行目7文字目から14文字目まで	①
		事業者名	事業者名	②
		運転手名	運転手名	③
	精神障害者通報	症状の概要	1行目1文字目から10文字目まで、2行目5文字目から5行目20文字目まで、8行目20文字目から14行目5文字目まで、15行目6文字目から17行目22文字目まで	④
本件対象 保有個人 情報 2	措置入院に関する診断書（診察場所：○○病院）	病名	様式の項目名	⑤
		生活歴及び現病歴	1行目1文字目から3行目33文字目まで、4行目33文字目から6行目35文字目まで、陳述者氏名、続柄	⑥
		重大な問題行動	問題行動の名称	⑦
	措置入院に関する診断書（診察場所：○○○病院）	病名	様式の項目名	⑧
		生活歴及び現病歴	1行目から8行目まで、陳述者氏名、続柄	⑨
		重大な問題行動	問題行動の名称	⑩

※ 注意点（文字の数え方）

- 1 「、」、「（」、「）」、「「」、「」」は、1文字と数える。
- 2 数字は、桁ごとにそれぞれ1文字と数える。
- 3 文字及び行のスペースは数えない。
- 4 行の文字数は、全て左から数える。